

令和2年第2回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年2月13日(木)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年2月13日(木)
午後1時30分から午後2時40分まで

2. 出席委員(20名)

1番	阪本 喜代治	3番	神代 繁近	4番	乾 敏雄
5番	西田 茂信	6番	稲野 実	7番	清水 哲朗
8番	笹川 悦子	9番	稲垣 惠一	10番	小路 一男
11番	辻元 利治	12番	北田 榮次	13番	野口 博史
14番	加藤 博一	15番	神田 隆生	16番	仲野 良次
17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝	19番	松井 正義
20番	橋本 正	21番	上田 春雄		

3. 欠席委員 2番 二石 博昭

4. 会議録署名委員 21番 上田 春雄(会長職務代理者) 3番 神代 繁近

5. 出席事務局職員

事務局長 藤田 豊、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
参事 尾崎 竜太郎、中井 正美

6. 議事日程

第7号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第8号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第9号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第10号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
報告第5号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第6号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理)
報告第7号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第8号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第9号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第10号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
報告第12号 農地等状況報告の件

令和2年第2回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第2回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。
- 事務局 希望者はありません。
議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事務局 出席状況をご報告いたします。
本日は、二石委員から欠席の届け出がございます。
委員21名中、出席委員は20名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
議長 それでは、4番の乾委員さん、5番の西田委員さんをお願いいたします。
次に、日程第2、第7号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第7号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
申請地は、大字粟生間谷■■■■■■■■■■、地目は、台帳、現況ともに田、面積は■■■■■■■■■■他8筆の計9筆で、面積の合計は■■■■■■■■■■平方メートルです。
譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■、農作業歴は■■■■■■■■■■、耕作面積は■■■■■■■■■■平方メートル、通作距離は、0.5キロメートル、主たる従事者との関係は■■■■■■■■■■です。
譲渡人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、区域は全筆調整区域となっております。
以上、第7号議案のご説明とさせていただきます。
- 議長 本件につきまして、仲野委員さんに調査内容の報告をお願い

議長
仲野委員

します。

第7号議案につきまして、調査内容をご説明いたします。

本申請地の場所は、茨木能勢線の■■■■から■■■方面に向かって約■■■メートル行ったところの山沿いの農地を含む9筆で、合計■■■平方メートルの農地です。

譲渡人の■■■氏は、遠方にお住まいのうえ、高齢により、これらの農地の管理が困難であることから、このたび、譲受人の■■■氏が、これらの農地で耕作を行うため、所有権を移転するものです。

■■■氏はこれまでも家族とともに、ご家族が所有の農地で、約■■■年農業を営んでこられており、トラクターなどもお持ちで、自ら農業経営を営むことに問題は無いと思われま。

念のため向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思ひます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思ひますがこれにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第8号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第8号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、粟生間谷西■■■■、地目は、台帳、現況ともに田、面積は■■■平方メートル他10筆の計11筆で、面積の合計は■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■、■■■氏、職業は■■■、農作業歴は■■■年、耕作面積は■■■平方メートル、通作距離は、0.6キロメートル、主たる従事者との関係は■■■です。

譲渡人は■■■■、■■■氏、区域は全筆、調整区域となっております。

以上、第8号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、仲野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

仲野委員

第8号議案につきまして、調査内容をご説明いたします。

本申請地の場所は、茨木能勢線の■■■■から■■へ約■■メートル行ったところを■■に約■■メートル入ったところの農地11筆、合計■■■■平方メートルの農地です。

譲渡人の■■■■氏は、遠方にお住まいのうえ、高齢により、これらの農地の管理が困難であることから、このたび、譲受人の■■■■氏が、これらの農地で耕作を行うため、所有権を移転しようとするものです。

■■■■氏はこれまで、家族とともにご近所の農地の耕作を手伝ってこられ、約■■年ほど農業に携わってこられており、トラクターなどもお持ちで、加えて、このたび、譲渡人の■■■■氏からも、必要な農業機械を譲り受けられると聞き及んでいますので、自ら農業経営を営むことに問題は無いと思われます。

念のため向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思ひます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長
橋本委員

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

農地法第3条の所有権移転で、譲受人の下限耕作面積が■■平方メートルでも、譲受人の条件資格に問題はないのですか。

事務局

農地法第3条第2項第5の規定により、譲受人の下限耕作面積が■■■■平方メートルとなっており、今回譲渡を受けた後は、■■■■平方メートルを超えるため譲受人の条件を満たすものと思ひます。

議長

橋本委員さんよろしいでしょうか。

他にないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思ひますがこれにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第4、第9号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第9号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、石丸■■■■■、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■、農作業歴は■■■■年、耕作面積は■■■■平方メートル、通作時間は、5分、主たる従事者との関係は■■■■です。

譲渡人は■■■■■、■■■■■氏、区域は調整区域となっています。

以上、第9号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第9号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地の場所は、■■■■■の道を校舎に沿って■■■■に■■■■メートル進んだところの農地です。

譲渡人の■■■■■氏は、相続を受けたものの遠方にお住まいで農地の管理が困難であることから、このたび、譲受人の■■■■■氏に、所有権を移転をしようとするものです。

■■■■■氏はこれまでも、■■■■■氏に代わり、この農地の管理をしてきており、また、農業についても、家族とともに約■■■■年営んでこられ、トラクターなどもお持ちで、今後も自ら農業経営を営むことに問題は無いと思われま

す。念のため向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、特に問題は無いものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第5、第10号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議案となりました第10号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は、9ページからでございます。

事務局

議長

辻元委員

議長

全委員

議長

事務局

事務局

被相続人の住所は[]、氏名は[]氏、
職業は[]、所有面積は[]平方メートルです。

相続人は、住所は同じく、氏名は[]氏、職業は[]、生年月日は[]年[]月[]日、相続開始年月日は[]年[]月[]日、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては坊島[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[]平方メートルで、生産緑地となっています。

以上、第10号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、松井委員さんに調査内容の報告をお願いします。

松井委員

第10号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]の道を[]へ進み[]の手前を[]側に[]メートルほど行ったところの農地です。

申請人の[]氏は、[]年[]月[]日に、耕作者であった、[]の[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[]氏は現在[]歳で従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に150日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われま。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、報告第5号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理、及び、日程第7、報告第6号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を関連いたしますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定に

よる届出受理、及び報告第6号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきましてにつきましては、関連しますので、一括してご説明申し上げます。

報告第5号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

事務局

届出地は、彩都粟生南■■■■、地目は、台帳、現況ともに田、面積■■■■平方メートル他2筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は共同住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年1月20日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第5号のご説明とさせていただきます。

続きまして、報告第6号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は彩都粟生南■■■■、地目は、台帳、現況ともに田、面積■■■■平方メートル他1筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は共同住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年1月20日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第5号及び報告第6号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、西田委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員

報告第5号、報告第6号につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、茨木摂津線の■■■■の■■■■、約■■■■メートルの交差点を■■■■に約■■■■メートル進んだところの一区画の土地と、その■■■■側の一区画の土地です。

届出地は、かつて生産緑地であったところで、届出者の■■■■氏が、過去に買い取り申し出をされましたが、買い手がなかったことから、一般の都市農地となっております。

その土地について、このたび、共同住宅を一棟ずつ建設されようとする
ことから、4条の転用届出を行ったものです。

周辺の状況は、■側・■側・■側は道路、■側は宅地となっており、汚
水は北側公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝へ放流されるとのことで、
周辺の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第8、報告第7号、専決処理の報告の件、農地法
事務局 第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理につ
きまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第7号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定に
よる賃貸借権設定届出受理につきて、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は萱野■■■■■、地目は、台帳・現況共に田、面
積は■■■■平方メートルです。

被設定人は■■■■■、■■■■■
■■■■■氏、職業は■■■■■、設定人は、■■■■■
■■■■■、■■■■■氏、転用目的は、物販店舗となっ
ています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農
地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年
1月21日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第7号のご説明とさせていただきます。

議 長 本件につきまして、橋本委員さんから調査内容の報告をお願い
いたします。

橋本委員 報告第7号について、調査内容をご報告申し上げます。

申請に係る農地の場所は、■■■■■交差点から■■■■
■■■■メートル、■■■■に■■■■メートル入ったところの、都市計画道路、■■■■
■■■■の予定地に接続する農地です。

設定人は、■■■■■氏で、被設定人の■■■■■
■■■■■氏が賃貸借権の設定を受け、物販店舗を建築されるものであります。

周辺につきましては、■側、■側は他人の宅地、■側は都市計画道路、
■側は■■■■となっております。

汚水等は、既設公共マスから下水本管へ排出し、雨水は既設側溝へ放流
され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議 長 次に、日程第9、報告第8号、専決処理の報告の件、農地法第
5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきて

て、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第8号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、新稲[]、地目は、台帳・現況共に田、面積は[]平方メートルです。

事務局

譲受人は、[]、[]
[]氏、職業は[]、譲渡人は、[]、
[]氏、転用目的は、分譲住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年1月23日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第8号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、佐茂委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

佐茂委員

報告第8号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]の[]側、[]メートルほどのところにある農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]
[]氏が分譲住宅を建設されるとのことです。

周辺につきましては、[]側は水路、[]側は道路、[]側は他人の農地、[]側は住宅となっています。

汚水は、公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第10、報告第9号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第9号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は西小路[]、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は[]平方メートルです。

譲受人は[]、[]
[]氏、職業は[]、譲渡人は、[]、
[]氏、転用目的は、宅地分譲となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用

事務局 届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年1月24日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第9号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、大住委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

大住委員 報告第9号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から[]を[]に約[]メートルのところにある交差点を[]に約[]メートル進み、[]を[]に約[]メートル行ったところの[]側にある農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]氏が戸建て住宅14区画の宅地分譲をされるとのことです。

周辺につきましては、[]側、[]側は住宅、[]側は駐車場、[]側は道路となっています。

汚水は、公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第11、報告第10号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第10号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地は彩都粟生南[]、地目は、台帳田、現況は畑、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]、譲渡人は、[]、[]氏、転用目的は、戸建住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年1月31日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第10号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、西田委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員 報告第10号について、調査内容をご報告いたします。

届出地の場所は、茨木摂津線の[]を[]に約[]メートル進んだところの交差点を[]に約[]メートル行ったところの区画整理地の中の土地です。

譲渡人は、[] 氏で、譲受人の []
[] 氏が戸建住宅を建設されるとのことです。

周辺につきましては、[] 側は住宅、[] 側は道路、[] 側及び [] 側は更地と
なっています。

汚水は、公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営
に影響はないものと思われま。

西田委員
議長

以上で調査内容の報告を終わります。

次に、日程第12、報告第11号、農地法第18条第6項の規
定による解約通知の件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第11号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件につ
きまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料はございません。

所在地は、[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は、
[] 平方メートル他1筆、合計2筆、[] 平方メートルです。

賃貸人は、[]、[] 氏、賃借人は、[]
[]、[] 氏、解約年月日は、[] 年 [] 月 [] 日、土地引
渡年月日は、令和2年2月16日です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知とし
て、令和2年1月31日に受理したものでございます。

以上、報告第11号のご説明とさせていただきます。

議長

次に、日程第13、報告第12号、農地等状況報告の件を議題
といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事
務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして
報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

[] 氏の農地、上止々呂美 []、耕作者、[]
[] 氏は、[] 氏に指導の結果、除草完了しました。

[] 氏の農地、上止々呂美 []、耕作者、[] 氏は、雑草繁
茂状態です。[] 氏に除草を指導しました。

議長

次に大住委員をお願いします。

大住委員

[] 氏の農地、西小路 [] 他は、北側は除木、除草されてい
ます。南側は少し除木されています。どちらも除木された木が散らかした
まま農地の改善計画書は未提出です。

[] 氏の農地、西小路 [] は、変化がなく、農地の改善計
画書は未提出です。

議長

次に清水委員をお願いします。

清水委員

氏ほか6名の農地、半町氏は、雑草繁茂状態です。指導の結果、除草済みです。

議長
佐茂委員

次に佐茂委員お願いします。

氏の農地、桜氏は、強風で倒れそうな高木について伐採予定です。経過観察していきます。

議長
稲垣委員

次に稲垣委員お願いします。

氏の農地、新稲氏は、雑草繁茂状態です。指導を行うも留守がちのため、除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。

氏の農地、新稲氏は、雑草繁茂状態です。年明けには除草するとのことであったが、未除草です。再度、除草を指導しました。

氏の農地、新稲氏は、雑草繁茂状態です。再度、除草を指導しました。

議長
乾委員

次に乾委員お願いします。

氏の農地、萱野氏は、一部除草済みです。未除草の部分が残っており、電話で再度、除草を指導しました。体調が良くなれば除草するとのことです。

議長
橋本委員

次に橋本委員お願いします。

氏の農地、西宿氏は、大木の枝が折れていて処理が課題です。雑草繁茂状態です。業者に依頼しているとのこと。再度、除草等を指導しました。

氏の農地、西宿氏は、半分除草済みです。残りについては除草を指導しました。

議長
辻元委員

次に辻元委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長
松井委員

次に松井委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長
小路委員

次に小路委員お願いします。

氏の農地、粟生外院氏は、指導の結果、除草完了しました。

氏の農地、粟生外院氏は、南半分未除草です。除草を指導しました。

氏の農地、粟生外院氏は、雑草繁茂状態です。除草のお願いの文書を投函する予定です。

議長
稲野委員

次に稲野委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長

次に加藤委員お願いします。

加藤委員
議 長
仲野委員

概ね良好に管理されています。
次に仲野委員お願いします。

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■は、雑草繁茂状態です。除草を指導しました。

議 長
西田委員
西田委員

次に、西田委員お願いします。

■■■■氏の農地、栗生間谷東■■■■は、半分未除草です。残りについて、再度、除草を指導しました。

■■■■氏他1名の農地、彩都栗生南■■■■は、雑草繁茂状態です。業者に除草を依頼したところ2月中に除草されるということです。

議 長

ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。

他にないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局より何か連絡事項等がございますか。

他に何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして、令和2年第2回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)

上記は、令和2年第2回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

阪本喜代治■■■■

署名委員

上田春雄■■■■

署名委員

神代繁志■■■■